

茂原市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、美しい茂原の景観の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次の各号に掲げる理念に基づき、美しい茂原の景観形成を推進するものとする。

- (1) 河川、公園、里山、田園等の自然環境を尊重するとともに、緑が豊かな自然景観の形成を図ること。
- (2) 社寺等の歴史的文化的遺産及び地域の文化を踏まえた景観形成を図ること。
- (3) 市民、事業者及び市の協働による着実な活動を積み重ねながら景観形成を図ること。
- (4) 市民一人ひとりが主体となって、世代を超えて受け継ぐことができる景観形成を図ること。
- (5) 周辺環境との調和に配慮し、四季折々の魅力ある景観形成を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、公共事業を行う場合は、周辺環境に配慮した景観形成について、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の景観に関する意識の向上を図るため、良好な景観に関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、周辺の景観に関する理解を深めながら景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

2 市民は、屋外広告物に関する法令その他の良好な景観形成に資する法令等を遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動が景観を構成する重要な要素であることを認識し、周辺の景観に配慮した取組を行うよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、屋外広告物に関する法令その他の良好な景観形成に資する法令等を遵守しなければならない。

(事前協議)

第7条 法第16条第1項又は第2項に規定する届出をしようとする者は、届出をしようとする日の30日前までに、当該届出に係る行為に関する事項について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、事前協議書に規則で定める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議において、景観形成に支障を来すおそれがないと認めるときは、第1項に規定する期間を経過する前であっても、当該届出を行うことを認めることができる。

(助言及び指導)

第8条 市長は、前条の規定による協議において、当該協議に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言及び指導をすることができる。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の規定により条例で定める届出を要しない行為は、別表のとおりとする。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、前条に規定する行為を除く全ての行為とする。

(行為完了等の届出)

第11条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告及び命令)

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する勧告及び命令を行おうとするときは、緊急を要する場合を除き、第21条に規定する茂原市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

(1) 法第16条第1項及び第2項の規定による届出の際に虚偽の申出をした者

(2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

(3) 法第17条第1項及び第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、茂原市行政手続条例(平成8年茂原市条例第11号)に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、第21条に規定する茂原市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物等の指定)

第14条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、第21条に規定する茂原市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

3 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、名称及び所在地その他規則で定める事項を表示する標識を設置するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除に準用する。

(景観重要建造物等の管理方法の基準)

第15条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の所有者及び管理者が行う良好な景観の保全のために必要な管理方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火栓及び消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 水による腐食を防止するため、雨水排水設備の修繕、防腐剤の塗布等必要な措置を講ずること。
- (4) 敷地、構造及び建築設備の定期的な点検を実施し、状況を把握するとともに、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の所有者及び管理者が行う管理方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観保全のため、枝打ち、整枝、せん定等必要な管理を講ずること。
- (2) 病虫害を駆除するための措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の定期的な点検を実施し、状況を把握するとともに、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項
(景観づくり活動団体の認定)

第16条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当すると認める団体を、景観づくり活動団体として認定することができる。

- (1) 市内を拠点として活動していること。
- (2) 活動内容が、美しい茂原の景観の形成に資するものであること。
- (3) 規約、会則等を有していること。
- (4) 法令又は条例に違反する活動を行っていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- (7) 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

2 前項の認定を受けようとする団体は、認定申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、景観づくり活動団体を認定しようとするときは、第21条に規定する茂原市

景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観づくり活動団体に係る申請事項の変更)

第17条 景観づくり活動団体（前条の規定により認定を受けた団体をいう。以下同じ。）

は、申請した事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届出し、認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、申請事項の変更の認定について準用する。

(景観づくり活動団体の認定取消し)

第18条 市長は、景観づくり活動団体が、第16条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるとき又は景観づくり活動団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(表彰)

第19条 市長は、美しい茂原の景観形成に貢献していると認められる団体及び個人を表彰することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、美しい茂原の景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等について、その所有者等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとするときは、第21条に規定する茂原市景観審議会の意見を聴くことができる。

(助成等)

第20条 市長は、景観づくり活動団体に対して、専門家の派遣及び活動内容への助言を行うとともに、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、景観重要建造物等の所有者に対して、その保全、活用及び管理に要する費用の一部を助成することができる。

3 市長は、前2項に掲げるもののほか、美しい茂原の景観形成に寄与すると認められる行為を行おうとする者に対して、必要な支援を行うことができる。

(景観審議会)

第21条 美しい茂原の景観形成に関する重要事項を調査審議するため、茂原市景観審議会を置く。

2 茂原市景観審議会は、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 景観計画の変更に関すること。

(2) その他美しい茂原の景観形成に関し、市長が必要と認める事項

3 茂原市景観審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) その他市長が必要と認める者

(景観アドバイザー)

第22条 市長は、美しい茂原の景観形成の推進を図るために必要な情報を収集し、又は専門的助言を聴くため、茂原市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置く。

2 景観アドバイザーは、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言等を行う。

(1) 第7条に規定する事前協議に関すること。

(2) 第8条に規定する助言及び指導に関すること。

(3) 景観施策の推進に関すること。

3 景観アドバイザーの人数は2人以内とし、景観の形成に関して優れた知識及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条から第13条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条及び第8条の規定は、平成25年8月1日以後の届出に係る行為について適用する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年茂原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

景観審議会会長	〃	7,600					
景観審議会委員	〃	7,200					

別表（第9条）

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面からの高さが10メートル以下かつ建築面積が1,000平方メートル以下の建築物（商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域においては15メートル以下）
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	接地面からの高さが10メートル以下の工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者が設置する電柱については15メートル以下）
開発行為	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの